

## 会費規程

2009年12月17日制定

2017年6月9日一部改訂

### (会費の年額)

**第1条** 本会の会費の年額は、次のとおりとする。

正会員（個人） 12,000円

正会員（団体A） 100,000円、（団体B） 80,000円、（団体C） 40,000円

（その組織に所属する従業員が、団体Aは30人以上、団体Bは10人以上30人未満、団体Cは10人未満の規模とする）

### (会費の納入)

**第2条** 会員として入会を承認された者は、入会承認通知を受けた日から30日以内に会費を本会に納めなければならない。

- 2 会計年度の中で入会した場合も、その年度の会費の全額を納める。
- 3 会員は、会費を年度初めに納めなければならない。

### (会員種別の変更)

**第3条** 会員種別の変更を希望する会員は、別に定める申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会計年度の中で会員種別変更したものは、その次年度より所定の会費を納める。既に収められた会費は返還しない。

3 会計年度の中で会員種別変更した場合、会員の権利の効力は、次年度分の所定会費を納めたときに生ずる。

### (規程の改廃)

**第4条** この規程のうち、第1条の改定は総会の決議により、その他条項の改訂は理事会の決議により行う。

### (施行)

**第5条** この規程は、2010年4月1日よりこれを施行する。ただし、第1条の規程については、2018年4月1日よりこれを施行する。